

公告 第545号
平成26年2月24日

SCSK健康保険組合
理事長 古森 明

一般保険料率および介護保険料率の変更について

平成26年2月7日開催の第85回組合会において、一般保険料率および介護保険料率を変更することを決定し、関東信越厚生局に認可申請を行い、平成26年2月20日付で認可されたので、下記のとおり公告します。

記

1. 改定後の保険料率 75.00/1000（現行:64.00/1000）
 - (1) 一般保険料率 73.49/1000（現行:62.58/1000）
 - 内訳 基本保険料率 31.63/1000（現行:37.58/1000）
 - 特定保険料率 41.86/1000（現行:25.00/1000）

※特定保険料は、一般保険料のうち高齢者医療制度へ拠出するための保険料です。

- (2) 調整保険料率 1.51/1000（現行:1.42/1000）

※調整保険料は、全国健康保険組合間の共助を目的に実施している事業に充てるための保険料で、毎年度、健康保険組合連合会が料率を設定します。

2. 介護保険料率 13.4/1000（現行:9.0/1000）

3. 負担割合 事業主 50%
 被保険者 50%
 (一般保険料率:37.50/1000、介護保険料率:6.7/1000)

4. 適用時期 平成26年3月1日
 ※月例給与からの徴収は、3月分保険料(4月支給分)から
 ※賞与については、平成26年3月1日以降の支給分から

以上